

第90号議案

蒲郡市少人数学級編制の実施に係る市費負担教員の任用、給与等に関する条例の一部改正について

蒲郡市少人数学級編制の実施に係る市費負担教員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

令和7年12月3日提出

蒲郡市長 鈴木寿明

蒲郡市少人数学級編制の実施に係る市費負担教員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正に伴い、所要の改正を行うため提案する。

蒲郡市少人数学級編制の実施に係る市費負担教員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例

蒲郡市少人数学級編制の実施に係る市費負担教員の任用、給与等に関する条例（平成25年蒲郡市条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表のよう改める。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
(教職調整額) 第16条 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第3条第1項の規定により、市費負担教員にその者の給料の月額の <u>100分の10</u> に相当する額の教職調整額を支給する。	(教職調整額) 第16条 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第3条第1項の規定により、市費負担教員にその者の給料の月額の <u>100分の4</u> に相当する額の教職調整額を支給する。
2 (略)	2 (略)
附 則	附 則
5 (略)	5 (略)
6 次の表の左欄に掲げる期間における第16条第1項の規定の適用については、同項中「100分の10」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	
令和8年1月1日から同年12月31日まで	<u>100分の5</u>
令和9年1月1日から同年12月31日まで	<u>100分の6</u>

<u>令和10年1月1日から同年12月31日まで</u>	<u>100分の7</u>
<u>令和11年1月1日から同年12月31日まで</u>	<u>100分の8</u>
<u>令和12年1月1日から同年12月31日まで</u>	<u>100分の9</u>

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。